

このたびのコロナウイルス感染症拡大で心痛める日々が続いております。皆さまには日ごろから市P連の活動にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が拡大している事態を受けて、昨日4月7日、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。神奈川県はその対象となっており、その期間は5月6日までとなっております。首相より、「緊急事態を1カ月で脱出するためには、人と人との接触を7割から8割削減することが前提」とのコメントが発せられたことを鑑みて、PTAにおいてもこの期間の活動の見合わせる必要があると考えております。すでに、多くの単位PTAにおかれましては、学校との相談・協議を行った上で、不要不急の活動については自粛や延期の対応を行っているところかと存じます。

本日は、緊急事態宣言発令下におけるPTA活動についての（横浜市P連の）考え方を共有するためのご連絡となります。ご多用のところ恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

（1）緊急事態宣言下における単位PTA活動について（市P連の考え方）

- ・ 人数に関わらず、PTAの役員・委員・会員が、PTAの活動を行うために、学校や他の場所に集まることを控えていただく。
- ・ 集まることの代替手段として、可能であれば、オンライン会議、メール、LINEなどを活用する。
- ・ 毎年この期間に行っている活動については、延期を検討していただく。
- ・ 延期や中止の判断が難しい場合は、学校や市P連事務局に相談していただく。

（2）現在の市P連運営の状況（情報提供）

- ・ 諸会議（理事会、常置委員会定例会）を中止しております。
- ・ 役員会については、オンライン会議にて実施しております。
- ・ 会員の皆さまを参加対象としていた行事（新任役員研修会、ファミリー写生大会）につきましては、中止としました。

（3）市P連に寄せられているご相談内容の例（情報提供）

- ・ 今年PTAの委員になった。4月に委員会の会議が予定されているが参加して良いか？
（回答）開催の延期を単位PTAに提案してはいかがでしょうか。
- ・ 4月に発行している広報紙（教職員紹介）の発行をどうすれば良いか？
（回答）発行時期を見直してはいかがでしょうか。
- ・ 5月に総会を予定している。今の状況では総会の準備ができない。
また、総会時期が規約で決まっているので変更できない。
（回答）総会を開催する時期を見直してはいかがでしょうか。書面での総会が可能な単位PTAでは、書面総会の実施を検討されているところもあります。また、未曾有の事態です。規約で定められた開催時期についても、会員の皆さまへ事情をお伝えし、特例としてお考えいただくことも選択肢とされてはいかがでしょうか。

2020年4月8日
横浜市PTA連絡協議会
会長 秋好 直樹